

釧路市地域公共交通活性化協議会規約

平成28年3月22日制定

(目的)

第1条 釧路市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に関し必要な協議を行い、釧路市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること
- (2) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (4) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (5) そのほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる区分の中から市長が委嘱または指名する委員をもって組織する。

- (1) 釧路市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(役員の定数及び選任)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

- 2 会長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを指名する。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は多数決とする。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 そのほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を釧路市総合政策部企画課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、釧路市の負担金、国、道からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 1 1 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 2 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。